

半導体関連産業の集積に向けた「吉川地区」における 地域経済牽引事業の選定審査要領

1－1．目的

半導体関連産業の集積に向けた「吉川地区」における地域経済牽引事業の公募要領（以下「公募要領」という。）の審査に関する事項を次のとおり定める。

1－2．審査の基本方針

本事業は、地域未来投資促進法を活用した産業団地整備の早期実現を目的とするものである。また、広島県地域未来投資促進基本計画及び重点促進区域の設定趣旨を踏まえ、吉川工業団地周辺における半導体関連産業及びその関連産業の集積促進並びに地域経済への波及効果が期待できる事業を選定するものとする。

審査にあたっては、地域経済牽引事業としての優位性に加え、地域経済への波及効果、設備投資予定額、雇用創出効果、環境適合性、事業実現性を総合的に評価し、本事業の目的達成に最も資すると認められる提案を選定する。

2．審査手順

選定委員会による審査は、次の手順により行う。なお、審査の流れについては、末尾の参考資料を参照すること。

（1）適合審査

事務局は、参加表明書及び企画提案書等に基づき、次の事項について確認を行い、適合審査を通過した事業者を次項の希望区画の調整対象とする。

- ア 対象事業者の要件に該当すること
- イ 資格要件を満たしていること
- ウ 地域経済牽引事業の要件に適合していること
- エ 提出書類に不備がないこと
- オ 提出書類に虚偽の記載がないこと

（2）希望区画の調整

事務局は、適合審査を通過した事業者の希望区画及び土地利用計画を基に、団地全体の利用促進及び残地発生の抑制の観点から、事業実施区域を充足するレイアウトを作成する。希望区画の組合せによりレイアウトを構成できない事業者は、企画提案審査の対象外とする。

（3）企画提案審査

- ア 選定委員会は、提出書類、ヒアリングの内容を総合的に勘案し、審査基準に基づき評価を行う。
- イ 希望区画の調整により複数のレイアウトが成立した場合は、各レイアウトを構成す

る事業者の評価点の平均点を比較し、最も高い平均点となったレイアウトを採用する。

ウ 優先交渉権者は、採用されたレイアウトを構成する事業者とする。

エ 評価点の合計が満点の6割に達しない事業者、提案内容が吉川地区産業団地造成事業の目的又は半導体関連産業の集積促進の趣旨と著しく乖離すると認められる場合は、選定しないことができる。

3. 審査基準

審査基準は、以下の各号による。

(1) 審査項目及び配点は、次のとおりとする。

審査項目	内容	評価の基準	点数	係数	配点
1. 地域経済牽引事業としての優位性	広島県地域未来投資促進基本計画及び重点促進区域の設定趣旨との整合性、並びに当該事業が吉川工業団地周辺に立地する意義及び半導体関連産業の集積形成への寄与を評価する。	広島県の基本計画及び重点促進区域の設定趣旨との整合性、当該地区への立地の必要性、半導体関連産業の集積形成への寄与について、複合的に評価する。	5	5	25
2. 地域経済への波及効果	市内企業との取引、半導体関連サプライチェーン形成及び地域経済への波及効果を評価する。	市内企業との年間取引予定額を主たる評価要素とし、半導体関連サプライチェーン形成を補足的に考慮して評価する。	5	4	20
3. 設備投資予定額	設備投資予定額（投資規模）を評価する。	設備投資予定額（投資規模）を主たる評価要素とし、応募事業者間の相对比较により評価する。	5	3	15
4. 雇用創出効果	新規雇用による雇用創出効果を評価する。	雇用人数を主たる評価要素とし、応募事業者間の相对比较により評価する。	5	2	10
5. 環境適合性	法令に基づく公害防止対策その他の環境保全対策の実施状況を確認するとともに、周辺環境との調和に向けた取組を評価する。	法令遵守を基本評価とし（標準点）、周辺環境との調和に向けた取組（緑地整備、景観配慮、地域貢献等）補足的に考慮して評価する。	5	2	10
6. 事業実現性	事業実施に必要な資金計画、事業計画及び実施体制を確認するとともに、事業実施の現実性を高める取組及び実績等を評価する。	適合審査で確認済みの財務状況、資金計画、事業計画を基本評価とし（標準点）、事業実施の現実性を高める取組及び実績等を加点点評価する。	5	4	20

- (2) 地域経済への波及効果、設備投資予定額及び雇用創出効果については、応募事業者間の相対比較により評価する。評価区分は、最上位群、上位群、中位群、中下位群及び下位群の5区分とする。
- (3) 応募者数が5者未満の場合は、順位及び評価差を勘案して選定委員会が評価区分を決定する。
- (4) 各審査項目について5段階評価を行い、各項目の評価点に係数を乗じて得た点数を当該項目の得点とする。

4. 採点及び優先交渉権者の決定

採点及び優先交渉権者の決定は、次により行う。

- (1) 委員は、前項(3. 審査基準)における審査基準について、5段階で審査・採点する。また、得点は、各項目の評価点に「3. 審査基準(1) 審査項目及び配点」に定める係数を乗じて算出する。
- (2) 委員全員の評価点の合計点が満点の6割以上となった事業者を選考対象とする。参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の評価点の合計点が満点の6割以上の場合に選考対象とする。
- (3) 各事業者の評価点は、各委員の評価点を合計して算出する。希望区画の調整により複数のレイアウトが成立した場合は、各レイアウトを構成する事業者の評価点の平均点を比較し、最も高い平均点となったレイアウトを採用する。
- (4) 優先交渉権者は、採用されたレイアウトを構成する各事業者とする。
- (5) 平均点が同点となった場合は、次の順により採用するレイアウトを決定する。
 - ア 審査項目「1. 地域経済牽引事業としての優位性」の合計得点が高いこと。
 - イ レイアウトにおける立地企業数が多いこと。
 - ウ 委員の投票により、最多の票を獲得したこと。
 - エ 前号の投票の結果、得票数が同数となった場合は、会長が採用するレイアウトを決定すること。
- (6) 採用されたレイアウトを構成する事業者の一部又は全部が辞退した場合は、選定委員会の意見を踏まえ、次順位のレイアウトを採用することができる。
- (7) 審査結果は、公募要領の定めに基づき通知する。

5. その他

この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、選定委員会が別に定める。

(参考資料)

【審査の流れ】

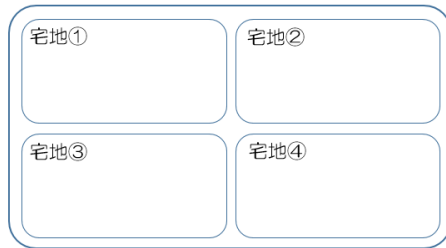
①適合審査

参加表明書に基づき、資格要件等への適合を審査する。

②希望区画の調整

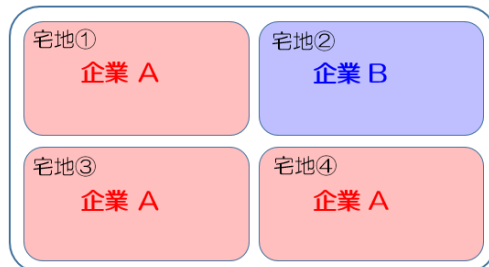
団地全体の利用促進及び残地発生を抑制する観点から、事業者の希望区画及び土地利用計画を基に、レイアウトを作成する。

区画イメージ

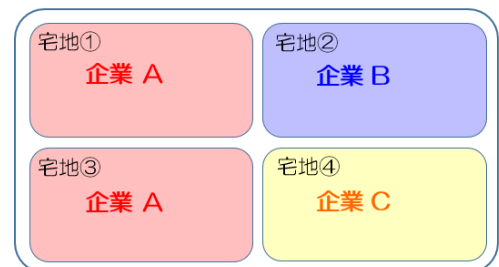


各地区において、事業者の希望区画から、区域を過不足なく充足するレイアウトを作成する。

レイアウト①



レイアウト②



レイアウト③



レイアウト④



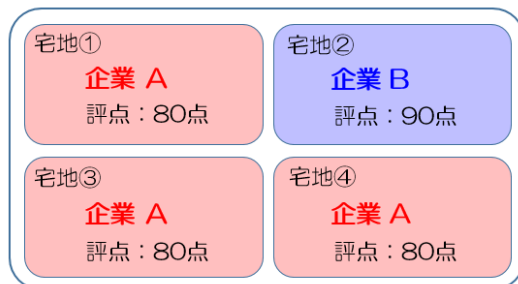
レイアウトが作成できないため、
企画提案審査は実施しない

③企画提案審査

審査基準に従い優先交渉権者を選定する。

※レイアウトのうち平均評点の高い組み合わせを構成する事業者を、優先交渉権者として選定する。

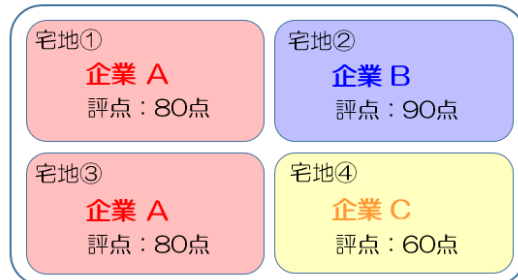
レイアウト①



総合評点：80点 + 90点 / 2者 = **85点**

➡ **レイアウト①を構成する事業者2者を優先交渉者とする。**

レイアウト②



総合評点：80点 + 90点 + 60点 / 3者 = 76点